

作業契約書（例）

契約担当官美祢社会復帰促進センター長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、提供作業に関し、次のとおり契約を締結する。

（条件）

第1条 甲は、次の各号に定める条件に基づいて労務を乙に提供し、乙は、これに対し賃金を支払うものとする。

【条件としては、作業内容、就業人員、作業時間、加工品目及び賃金等を規定する予定】

2 甲及び乙は、法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

（製品等の検査及び製造物責任）

第2条 本契約に基づく労務の提供により製造される製品等に係る乙の指示等は、仕様書、設計図等の書面により行い、その内容に変更・修正がある場合についてもその都度書面により行わなければならない。

2 乙は、甲から本契約に基づく労務の提供に係る製品等の納品の申出があった場合は、速やかに仕様書、設計図等に基づき検査を実施しなければならない。

3 前項の検査に合格したものについては、甲が乙に納品した製品等とみなし、甲は、当該製品等の欠陥が原因で生じた損害について、製造物責任法（平成6年法律第85号）第4条の規定するところにより、その責を負わない。

4 本契約に基づいて製造された製品等の欠陥が原因で、甲、乙以外の者との間で紛争が生じた場合は、乙は、製造物責任法第2条第3項第2号及び第3号に規定する製造業者としてその紛争に当たるものとする。

（手持ち時間の賃金）

第3条

【人頭契約の場合】

乙は、作業時間中に乙の責に帰すべき事由により作業の一部又は全部を休止した場合は、その期間の手持ち人員について、第1条に規定するところにより賃金を支払わなければならない。

【単価契約の場合】

乙は、作業時間中に乙の責に帰すべき事由により作業の一部又は全部を休止した場合は、その期間の手持ち人員について、前月の加工賃から算出した時間当たりの賃金計算額で計算した賃金を支払わなければならない。

（代金の納付）

第4条 賃金は、甲の発する納入告知書により、その納付期限内に日本銀行本店、支店若しくは代理店又は美祢社会復帰促進センターの収入官吏に納付しなければならない。

2 乙が、納入告知書の納付期限内に賃金の納付を怠ったときは、納付期限後の日数に対

して年パーセント（注）の率によって計算した額の延滞金を甲に納付しなければならない。

（注） 国の債権に関する遅延利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率を想定

（担保の提出）

第5条 乙は、賃金その他本契約から生ずる一切の債務履行の担保として、金 円（注）を甲に提出するものとする。

2 前項の担保は、就業人員、賃金の改定その他契約内容の変更により金額の増減を必要とするに至ったときは、甲乙協議の上、その金額を増減するものとする。

3 乙に賃金その他本契約から生じる債務について不履行があった場合、甲は、第1項に基づく担保として提出された金員を、かかる不履行の債務に充当できるものとする。なお、かかる充当は、第7条に基づく甲の解除権の行使を妨げるものではない。

4 前項に基づく充当が行われた場合、乙は、直ちに担保の不足額を甲に提出するものとする。

（注） 担保額は、乙が甲に支払う一月当たりの賃金の合計額の2か月分を想定

（担保権の設定）

第6条 前条により、乙が甲に現金以外のものを担保として提出したときは、乙は遅滞なく自己の費用をもって、甲の指示に従い、質権の設定、確定日付等必要な手続を整えなければならない。

（契約解除）

第7条 乙において、次の各号の一が発生したときは、甲は、催告その他何らの手続をも要せず、直ちに本契約を解除することができる。

一 乙が故意又は重大な過失（法令違反を含むがこれに限らない。）による債務の不履行があったとき

二 乙がその振り出しに係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

三 乙が仮差押え、仮処分、差押え、競売、滞納処分を受け、又は破産手続開始、会社更生法手続開始、その他倒産手続開始の申立て等がなされたとき。

四 乙がこの契約の条項に違反し、あるいは資本の減少、若しくは営業規模の縮小等を行い、又は前各号に類する事態が発生して、甲をして信用賦与につき不安が予測されたとき。

2 前項の措置により生じた乙の損害に対し、甲はその責を負わないものとする。

（担保の処分と代物弁済）

第8条 前条第一項各号の事態が発生したときは、甲は乙の弁済期にかかわらず、甲が相当と認める方法及び価格をもって任意に担保物権を処分し、その代価をもって債務の弁済に充当することができる。

なお、甲の債権回収に不足のある場合は、乙の提供に係る原材料、製品その他物品のうちから甲が不足額に相当すると認めるものについて、甲の評価額に対応する債権の支払に充当するため、その所有権を取得することができる。

（事情変更による解除）

第9条 甲は、第12条の契約期間中といえども、書面により90日前の予告をもって本契約を解除することができる。この場合、かかる解除により相手方に生じる損害については、甲乙ともに賠償の責を負わない。

（作業の監督及び指導等）

第10条 作業中の受刑者に対する監視監督、作業技術指導及び安全衛生管理指導は、甲又は甲から当該業務を委託された者が行う。

2 甲は、作業中に生じた原材料又は製品等の滅失、毀損等による損害については、その責を負わない。

（解約時の原状回復義務）

第11条 本契約を解除するに当たっては、乙は自己の提供した原材料、製品その他物品を自己の負担において撤去し作業場の原状回復を行わなければならない。

（契約期間）

第12条 本契約の期間は、平成 年 月 日から同 年 月 日までとする。

（秘密保持）

第13条 乙は、本契約に関連して知り得たすべての情報（以下「秘密情報」という。）のうち、次に掲げるもの以外のものについて守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。

一 開示のときに公知である情報

二 甲が本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報

2 乙は、本契約の履行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。

（本契約の変更）

第14条 本契約は、甲及び乙の書面による合意によってのみ変更することができる。

（信義則）

第15条 甲乙は信義誠実を持って本契約を履行しなければならない。